

公共放送のオンライン・コンテンツ と「プレスとの類似性」の判断

——「Tagesschau-App」事件をめぐる 2012 年 9 月 27 日
ケルン地方裁判所判決の分析を中心として——

杉原周治



▶ 1. はじめに

ドイツでは、公共放送によるオンライン・コンテンツサービスは、1996年に法律上の明確な規定なしに開始された¹。しかしながら、その後、公共放送事業者がインターネット上での自己のコンテンツの提供を急激に拡大していくと、とりわけ民間のインターネット・コンテンツ提供者から、公共放送のオンライン活動に対する法律上の制約が要請されるようになった。こうした動きのなか、ドイツの放送法である放送州際協定は、2000年以降に公共放送の任務に関する規定を改正し、公共放送によって提供可能なオンライン・コンテンツを厳格化していった。さらに、こうした国内の動きと並行して、ドイツの複数の民間放送事業者が、国内の公共放送の活動範囲の拡大を問題視して、ドイツの受信料がEC条約87条1項（現行のEU運営条約107条1項）によって禁止された「国家援助」にあたるとして、2002年から2004年にかけて欧州委員会に対して数回にわたって異議を申し立てた。これに対してドイツ政府がドイツの受信料制度は「国家援助」にあたらぬと主張したため、欧州委員会とドイツとの間で長年にわたる争いが生じることとなった。

その後、2007年に、一連の協議の結果、ドイツ政府と欧州委員会の間でいわゆる「国家援助に関する妥協案」（„Beihilfekompromiss“）が取り決められた。すなわち、ドイツ側が法律によって「適切な措置」を設けることの「確約」をしたのをうけ、欧州委員会は係争中であった国家援助審査手続の中止を決定したのである。この「確約」の国内法化の作業には多くの困難が生じたが、最終的にドイツ諸州は、2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定において、ドイツ政府と欧州委員会の双方の要請に適合する解決策を提示することに成功した。

ドイツの公共放送のオンライン・コンテンツ、すなわち「テレメディア」に関する現行規定も、この第12次改正放送州際協定で制定されたものである。それと同時に、同州際協定によってドイツの公共放送によるオンライン・コンテンツは厳格な統制の下に置かれることとなった。とりわけ、同改正で導入された放送州際協定11d条は、公共放送事業者の任務を具体化し、公共放送による提供が禁止されるテレメディアについて詳細に規定した。そのため、同規定の適法性に対しては当初から多くの議論がなされてきたが、なかでも「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツは許されない」と規定する同11d

条2項3号をめぐっては、2011年の「Tagesschau-App」事件を契機として、現在まで判例・学説において激しく議論がなされている。

すなわち、2011年6月に複数の民間の出版社が、公共放送事業者によって2010年から無料で提供されていたスマートフォンおよびタブレットPC用のオンライン・コンテンツ「Tagesschau-App」は「プレスに類似の」コンテンツであって許されないとしてケルン地方裁判所に訴えを提起した。ケルン地方裁判所は、結論として原告の訴えを認めたが、その後、本事件はケルン上級地方裁判所および連邦通常裁判所でも審理され、2018年1月22日には連邦憲法裁判所に憲法異議が申し立てられた。

そこで本稿は、この「Tagesschau-App」事件および同事件に対する2012年9月27日のケルン地方裁判所判決を取り上げ、ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツ規制をめぐる議論につき検討を加えることにしたい。

▶ 2. 事実の概要

ケルン地方裁判所判決の分析を行う前に、本章では、その前提として「Tagesschau-App」事件の概要および経緯について詳述しておくことにする。

2.1 PC用のコンテンツ「tagesschau.de」の配信

本件の被告（Y1およびY2）は公共放送事業者であるが、そのうちY1は、「ドイツ公共放送連盟」（Arbeitsgemeinschaft der öffentlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland（ARD））である。Y2は、ARDを構成する9つの地方放送事業者のうちのひとつであり、ハンブルク、メクレンブルク・フォアポメルン、ニーダーザクセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の間で締結された州際協定（NDR-Staatsvertrag）に基づき設立された「北ドイツ放送」（Norddeutscher Rundfunk（NDR））である。

Y1は、1952年以降、Y2が制作した情報番組「Tagesschau」を、1日に複数回テレビで放送している²。その後1996年には、Y1は、このテレビ番組「Tagesschau」を補完するコンテンツとして、Y2の管轄の下で、インターネット上で閲覧可能なオンライン・ポータル「tagesschau.de」の運営を開始した。

2.2 第12次改正放送州際協定の発効

その後2009年に、放送州際協定に11d条および11f条が追加され、公共放送事業者に対して、一定のテレメディアコンテンツのために「テレメディアコンセプト」の作成と三段階テストの実施が義務付けられるとともに、テレメディアの領域における公共放送の任務が具体化された。

すなわち、同11f条は、「新しいまたは変更されたコンテンツ」に対して、その提供のために「三段階テスト」を課すとともに（同条4項）、公共放送事業者に対して、当該コンテンツの「ターゲット、内容、方向性、閲覧期間」に関する記載（同条1項）、ならびにその社会的な需要、メディア上の競争への寄与、および財政上の費用等を記載した「テレメディアコンセプト」の作成を義務付けた（同条4項）。

その一方で、同11d条は、テレメディアを、①同11f条4項で規定された「三段階テスト」に服することなく提供が許されるテレメディア、②「三段階テスト」に合格すれば提供が許されるテレメディア、③「三段階テスト」に関係なく、提供が絶対的に禁止されるテレメディアの三つに分類し、オンライン・コンテンツにおける公共放送の任務を具体化した。とりわけ、放送州際協定は、このうち②にいう三段階テストに服するテレメディアのひとつとして、「番組に関連しないテレメディア」を挙げるとともに、③にいう提供が

禁止されるテレメディアのひとつとして、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」（同11d条2項3号）を明記した。

2.3 「tagesschau.de」のテレメディアコンセプトの作成

この放送州際協定11d条および11f条に基づき、Y1は2010年に、Y2の指揮監督の下で、「tagesschau.de」のための「テレメディアコンセプト」を作成した。Y2の放送評議会（Rundfunkrat）³は、2010年6月25日、同テレメディアコンセプトに対して三段階テストを実施し、全員一致で合格の判断を下した⁴。その際、同放送評議会は、「tagesschau.de」は確かに全体として「番組に関連しないテレメディア」と位置付けられるが、「プレスに類似のコンテンツ」にはあたらない、と評価した。その後、この三段階テストの結果が「法の監視の管轄権を有する官庁」（放送州際協定11f条7項）であるニーダーザクセン州首相府に送付され、その審査の結果、「tagesschau.de」は、最終的に2010年8月17日にオンラインでの提供が許可された⁵。

2.4 スマートフォン・コンテンツ「Tagesschau-App」の配信

さらにYらは、2010年12月21日、「Tagesschau-App」というオンライン・コンテンツの提供を開始した⁶。この「Tagesschau-App」は、PC用のコンテンツである「tagesschau.de」とは異なり、スマートフォンおよびタブレットPC用の、無料で閲覧可能なコンテンツである⁷。「Tagesschau-App」は、国内、国外、経済、地域、天気、ビデオ、オーディオ、画像、文化、アンケート、クイズ等の見出しで区分されており、提供開始後まもなく、このアプリケーションのダウンロード数は400万回にも及んだ。

2.5 Xによる本件訴え

本件の原告（X）は、①日刊紙「F.A.Z.」を発行している出版社「Frankfurter Allgemeine Zeitung GmbH」の他、②「SZ」の「die Süddeutsche Zeitung GmbH（München）」、③「Welt」の「der Springer-Konzern（Berlin）」、④「Rheinische Post」の「die Rheinische Post Verlagsgesellschaft（Düsseldorf）」、⑤「Westdeutsche Allgemeine Zeitung（WAZ）」の「die Funke-Mediengruppe（Essen）」、⑥「Ruhr Nachrichten」の「Lensing Medien（Dortmund）」、⑦「Kölner Stadt-Anzeiger」の「die Du-Mont-Mediengruppe（Köln）」、⑧「Flensburger Tageblatt」の「die Medien holding Nord（Flensburg）」の合計8つの出版社であり⁸、自己のコンテンツを、印刷媒体やインターネットで提供するだけでなく、アプリケーションソフトウェアを介してその一部を閲覧に供していた。

Xは、2011年6月21日、Yらが提供する「Tagesschau-App」はプレスに類似しており、それゆえ許されないコンテンツであると主張してケルン地方裁判所に訴えを提起し、さらに「ドイツ新聞発行者協会」（Bundesverband Deutscher Zeitungsverleger（BDZV））も、Xの訴えを支持した⁹。本件訴訟は、ケルン地方裁判所・民事第31部（31. Zivilkammer des Landgerichts Köln）において審理されることとなった¹⁰。

その際、Xは、「Tagesschau-App」の「プレスとの類似性」を証明するために、その訴状に、2011年6月15日付けの「Tagesschau-App」のスクリーン・ショットを画面にて掲載した。Xが提出したこの60頁におよぶ提出資料は、裁判所において「添付書類K1」（„Anlage K1“）と称された¹¹。これ以外にも、Xは、同日付けの「Tagesschau-App」に掲載された記事をリストにし、「添付書類K2」（„Anlage K2“）として提出している¹²。

これらの提出資料とともに、Xは、Yらに対して、①主位的請求として「Tagesschau-App」の提供の差止めと、②予備的請求として、「Tagesschau-App」のテレメディアコ

ンテンツのうち、「添付書類 K2」のリストに列挙されたオンライン報道の公表の差止めを求めた¹³。

2.6 Xの主張の根拠

Xは、自己の請求の根拠として、Yらの競争法違反を主張する。その際、Xは、とりわけ不正競争防止法¹⁴（以下、「UWG」と略記）の第3条および同4条11号と結びついた放送州際協定11d条および同11f条の規定を援用する¹⁵。

ところで2015年12月2日の改正以前のUWGは、一般条項である第3条1項において、「不公正な取引行為（unlautere geschäftliche Handlungen）は、それが、競争事業者、消費者、またはその他の市場参加者の利益を、それとわかる程度に（spürbar）侵害するおそれがある場合には、許されない」と規定していた。ここでいう「不公正な取引行為」の内容が問題となるが、同4条が当該取引行為の具体例を列挙している。とりわけ同4条11号は、不公正な取引行為を行う者として、「市場参加者の利益のために市場における行動（Marktverhalten）を規律することを目的のひとつとした法律上の規定に違反した者」を挙げていた。ここでいう「市場における行動を規律する」法規定は、一般に、「市場行動規制」（Marktverhaltensregel）と呼ばれており、同条項によれば、この市場行動規制に違反する行為は許されないことになる。

Xは、本件「Tagesschau-App」の「上記のような形式のコンテンツは、それがUWG4条11号にいう市場を規律している放送州際協定の規定に違反しているため、許されない」と主張した¹⁶。すなわちXによれば、①三段階テストを規定する放送州際協定11f条、および②「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」の提供を禁止している同11d条2項3号がこの「市場行動規制」にあたり、さらに「Tagesschau-App」の当該コンテンツの提供はこの「市場行動規制」に違反し、それゆえ不公正な競争行為であって許されない、という¹⁷。それぞれの根拠につき、Xは以下のように述べる¹⁸。

（1）放送州際協定11f条違反の根拠

Xは、「Tagesschau-App」に対しては放送州際協定11f条に基づき三段階テストが課されるべきだが、「tagesschau.de」とは異なり、「Tagesschau-App」についてはこの三段階テストが実施されていなかったと主張する。その理由につきXは、①「tagesschau.de」は適切にも三段階テストに合格し、提供が許可されたが、この審査結果は、同テストの実施後に提供が開始された「Tagesschau-App」には及ばない。②「Tagesschau-App」は、「tagesschau.de」に対する三段階テストの際に提出された資料のなかでも言及されていなかった。③「Tagesschau-App」は、従来の伝統的なオンライン領域とは比較しえない、モバイル・コミュニケーションという独自の市場に属するコンテンツである、と主張する。

（2）放送州際協定11d条2項3号違反の根拠

さらにXは、「Tagesschau-App」は、放送州際協定11d条2項3号にいう「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」にあたり、それゆえ提供が禁止されたコンテンツであると主張する。

第一に、Xによれば、「Tagesschau-App」は「番組に関連しない」コンテンツであるという。その理由につきXは、①「tagesschau.de」が「番組に関連しない」コンテンツとして構成され、提供の許可を受けた点については当事者間で争いはないが、Yら自身が、「Tagesschau-App」をこの「tagesschau.de」の一部であると理解している、②また、実際にも、「Tagesschau-App」のオンライン報道（Beiträge）は、テレビプログラムの

「第1ドイツ放送」(„Das Erste“)で放送されているテレビ番組「Tagesschau」で報じられた内容をはるかに超えるものであり、むしろ、「Tagesschau-App」は独自の情報ポータルサイトとみなすことができる、と主張した。

第二に、Xによれば、「Tagesschau-App」は、「プレスに類似」のコンテンツであるという。すなわち、「Tagesschau-App」の大部分のオンライン報道は、ユーザーから見れば、Xやその他の出版社が提供しているオンライン版で見られる、典型的なプレス報道(Pressebeiträge)であるという。つまり、Xによれば、「Tagesschau-App」は、出版社がインターネットで提供しているデジタルコンテンツの以下の4つの要素をすべて満たしているという。具体的には――

- ①見出しに基づくオンライン報道の配置
- ②テキストによる全般的な構成と、スチル写真の挿入
- ③日毎または週毎の事件報道
- ④オンライン報道のアーカイブ化および閲覧可能性

という要素である。したがって、「Tagesschau-App」はプレスに「代替」(ersetzen)しうるものであり、この「代替可能性」(Substituierbarkeit)によって、「Tagesschau-App」のプレスとの「類似性」が証明される、という。

2.7 Yらの主張

Xの請求に対して、Yらは概ね以下の点を主張した¹⁹。

(1) Xの訴えの許容性

Yらは、第一次的に、Xの本件訴えは許されないと主張する。すなわち、Yらは、①Y1(ARD)は権利能力を有さず、それゆえ被告として訴訟をなす権能(passivlegitimiert)を有さない。②とりわけ「添付書類K1」に掲載された、2011年6月15日付けの「Tagesschau-App」のスクリーン・ショットは不完全なものであるため、Xの主位的請求は不明確である。③放送州際協定11d条2項3号の当該規定は、「市場参入」(Marktzutritt)を規律したものであって、「市場行動」(Marktverhalten)を規律したのではないため²⁰、UWG4条11号にいう「市場行動規制」にはあたらず、また、いずれにしても、「tagesschau.de」のテレメディアコンセプトが三段階テストに合格し許可を得たのであるから、「Tagesschau-App」もすでに許可されたコンテンツとみなされ、それゆえ当該コンテンツについては競争法に基づく審査は実施されえない、と主張する。

(2) 「Tagesschau-App」の「tagesschau.de」との同一性

第二に、Yらは、「Tagesschau-App」は、放送州際協定11f条3項にいう「新しいまたは変更された」テレメディアではなく、単に「tagesschau.de」をスマートフォンおよびタブレットPC用に制作したコンテンツにすぎない、と主張する。つまり、「Tagesschau-App」は、付加的なコンテンツを供給することなく、スマートフォンを介してコンテンツを呼び出すにすぎない、いわゆるネイティブアプリであって、そのコンテンツは「tagesschau.de」のそれと同一である、という。

さらにYらによれば、スマートフォンのディスプレイはパソコンの画面に比べて小さいため、そこでは、パソコンのコンテンツに比べてより容易に読み取り可能なサイズでコンテンツが表示されるのであり、パソコンで読み取り可能なコンテンツのうち一定のものについては表示されない。その限りで、「Tagesschau-App」は「縮小されたアイデンティティ」(„reduzierte Identität“)であると言える、という。

(3) 「Tagesschau-App」の「プレスとの非類似性」

第三に、Yらは、「Tagesschau-App」は「プレスに類似のコンテンツ」とはいえない、と主張する。ところで、Yらによれば、あるオンライン・コンテンツが、以下に挙げるメルクマールのうち少なくともひとつの要素を含む場合には、「プレスの類似性」は否定されるべきであるという。すなわち、それは――

- ① オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道へのリンク (Verknüpfung)
- ② オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道のテキスト化 (Verschriftlichung)
- ③ 視聴覚的コンテンツおよび視聴覚的オンライン報道上でのリンク (Verlinkung)
- ④ 双方向的な要素の採用

という。プレスには存在しない要素である。そして、本件の「添付書類 K1」に掲載された 60 頁におよぶ「Tagesschau-App」のオンライン報道は、これらの諸要素を含むものであるから、「Tagesschau-App」のプレスの類似性は否定されるという。

さらに、Yらは、「Tagesschau-App」の「全体的な印象」(Gesamteindruck)からも、同コンテンツがプレスに類似していないことは明らかである、と主張した。

2.8 裁判所の「指摘決定」

2011 年 10 月 13 日、ケルン地方裁判所において、第一回口頭弁論が行われた²¹。その際、ケルン地方裁判所の裁判長 (Dieter Kehl) は、当事者に対して、本事件をできる限り裁判外で平和裡に解決することを要請した²²。これに対して、X の弁護士 (Michael Rath-Glawatz) は、同裁判所に対して、民事訴訟法 (以下、「ZPO」と略記) 139 条にいう「指摘決定」の送付を求めた²³。

ところで、ZPO139 条は裁判官の訴訟指揮権について定めているが、同条 2 項は、「裁判所は、一方の当事者が明らかに看過していた、または重要ではないとみなした観点につき、付帯請求のみが問題となっている場合を除き、裁判所が当該観点につき指摘 (hinweisen) をし、かつ当該観点に対して立場表明する機会を与えていた場合に限り、当該観点を自己の判決の拠り所とすることができる。このことは、裁判所が両当事者とは異なる判断を下した観点についても妥当する」と規定する²⁴。

本条項に基づき、ケルン地方裁判所は、2011 年 11 月 9 日付けで、両当事者に対して「指摘決定」(Hinweisbeschluss) を送付した²⁵。同裁判所は、この指摘決定のなかで、両当事者に対して、本件訴訟における自己の暫定的な法的見解を明示するとともに、指摘決定について意見表明を行う期間は 2012 年 1 月 16 日まで与えられることを告げた²⁶。同指摘決定の内容は、概ね以下の通りである²⁷。

- ① 「Tagesschau-App」の全面的な差止めを求めた X の主位的請求は、ZPO253 条 2 項 2 号²⁸ に反して、不明確 (unbestimmt) であって許されない。例えば、訴状に記載された「ラジオおよび／またはテレビに類似の」という表現はあまりに不明確であって、これをもって「Tagesschau-App」の提供を一律に禁止することはできない。
- ② 2011 年 6 月 15 日付けの「Tagesschau-App」のオンライン報道の差止めを求めた X の予備的請求は認められる。
- ③ 「tagesschau.de」と「Tagesschau-App」の内容は「同一」 („gleich“) であって、それゆえ、「Tagesschau-App」が「新しい」または「tagesschau.de」とは「別の」コンテンツと言うことはできない。
- ④ とはいえ、両コンテンツが「同一」とみなされ、また「tagesschau.de」が三段階テストに合格し、許可されたことをもって、「Tagesschau-App」が裁判所の審査を免れうるわけではない。当該コンテンツに「三段階テストおよび許可の対象とはなりえない内容が含まれている限りにおいて、裁判所の審査は可能であり許される。そのよ

うなコンテンツには、明らかに、いわゆる番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツが含まれる。このコンテンツは、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号後段によれば、どのような状況にあっても許されない」。

- ⑤当該コンテンツが、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」にあたるか否かを判断する際には、個別のオンライン報道から判断することはできず、むしろコンテンツ全体 (Gesamtangebot) がどのように描写されているか、が決定的となる。

2.9 裁判外紛争解決の頓挫

その間、ケルン地方裁判所は、2011年11月25日、両当事者が「建設的な雰囲気です」本件問題を議論できるように、フランクフルトにおいて第一回の会合を開催した²⁹。この会合には、原告側からは、Springer社の理事長のMathias Döpfner、「WAZ」の経営幹部のChristian Nienhaus、「BDZV」の理事長のHelmut Heinenが、被告側からは、WDR会長(ARD理事長)のMonika Piel、NDR会長のLutz Mormor、BR会長のUlrich Wilhelm、ZDFの放送プログラム・ディレクターであるThomas Bellut(現ZDF会長)が参加した。その後もこうした会合は数回開催されたが、両者が合意に達することはなく、最終的に2012年4月に裁判外の解決は頓挫することとなった³⁰。

▶ 3. ケルン地方裁判所 2012年9月27日判決および同判決に対する学説の評価

ケルン地方裁判所は、2012年9月27日の判決において、2011年6月15日付けの「Tagesschau-App」は「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」であると主張するXの予備的請求を容認し、結論として、Yらに対して同日付けの「Tagesschau-App」の提供の差止めを命じた。ただし本判決は、Xの主位的請求、すなわち「Tagesschau-App」の提供の全面的な禁止は認めなかった。

3.1 ケルン地方裁判所判決の要旨

(1) Xの本件訴えの許容性

ケルン地方裁判所は、第一次的に、以下の3つの理由を挙げて、Xの本件訴えの許容性を認めた³¹。すなわち同裁判所は、①ZPO50条によれば権利能力のない社団も少なくとも消極的な当事者能力を有しているため³²、たとえY1が法人格を有しなかったとしても、Y1の被告適格(Passivlegitimation)を妨げるものではない。②本件においてXの主位的請求が不明確であったとしても、それは訴えの許容性の問題ではなく、訴えの理由の有無(Begründetheit)に関する問題であるから、それをもってXの本件訴えが許されないということとはできない。③Xに対して通常の裁判所で争う途が許されることは、XがUWG違反を主張していることから明らかである、と判示した。

(2) 「Tagesschau-App」と「tagesschau.de」の同一性

ケルン地方裁判所は、「tagesschau.de」が放送州際協定11f条にいう三段階テストを合格したテレメディアであることについては「当事者間で争いがない」と述べたうえで、Xの主張とは異なり、「Tagesschau-App」は「tagesschau.de」と異なるコンテンツということとはできず、むしろそれは「ひとつの統一的なコンテンツ」と解されると判示して、両コンテンツの同一性を認めた。

³¹「放送州際協定11f条は、必要なテレメディアコンセプトがどのような基準に基づき作成され、ま

た許可されうるのか（いわゆる三段階テスト）について規定している」が、本件において、この三段階テストは「テレメディア『tagesschau.de』に対して実施されており、この点については、被告がしかるべき資料および情報によって裏付けており、また当事者の間で争いが無い」。「被告のコンテンツを実際に評価すれば、ここからは、（その限りで原告の見解とは異なるが）以下のような結論が導かれる。すなわち、『tagesschau.de』と『Tagesschau-App』の両コンテンツは、それぞれ別個にテレメディアコンセプトによって説示され、審査され、許可を得なければならないような異なるコンテンツではない。むしろそれは、単にスマートフォンとタブレットPCによっても可能な限り最適の利用ができるように技術的にアレンジされた、ひとつの統一的なコンテンツ（ein einheitliches Angebot）である³³」。

このように述べて、同裁判所は、「Tagesschau-App」も三段階テストを合格し許可を受けたテレメディアであるから、Xが主張した「Tagesschau-App」の「全面的な禁止」（generelles Verbot）の請求は認められないと判示した³⁴。

（3）「Tagesschau-App」に対する裁判所の審査

しかしながらケルン地方裁判所は、たとえ「Tagesschau-App」が三段階テストに合格し、それゆえ許可されたテレメディアであるとしても、「Tagesschau-App」の個々の内容が裁判所の審査を免れることはできないと判示する。なぜなら、同裁判所によれば、許可を受けたのはそのテレメディアコンセプトのみであって、当該コンテンツの「（特定の時期における）具体的な形成物」、すなわち当該テレメディアコンセプトの（特定の時期における）内容³⁵は許可を受けておらず、それゆえ裁判所による審査に服することになるからだという。

「Tagesschau-App」が三段階テストに合格し許可を得たからといって、「それによって、その具体的なコンテンツが裁判所の審査を全面的に免れる、という結論には至らない。その際、当事者間で対立していた、当該許可にどのような法的性質が付与されるのか、および（または）当該許可の行政裁判所による審査そのものが可能であったか否かという問題を決定する必要はない。〔Xは〕当該コンテンツは、それが（個々の記事を介して、またはその全体像のなかで）番組に関連しない、プレスに類似の内容を有しているため法律に違反している、と理由付けしているため、本件で提起されている訴えの申立てによれば、本件の訴訟物は、当該コンテンツの（特定の時期における）具体的な形成物（konkrete Ausgestaltung）『のみ』である。このような〔番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ〕は、許可を受けることはできず、法律によって常に許されないものである。許可を受けたのは、テレメディアコンセプトのみであって、どのような種類であれ具体的な転化物（konkrete Umsetzung）ではない³⁶」。

（4）「市場行動規制」としての放送州際協定 11d 条 2 項 3 号

前述のように、XとYらの間で、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツは許されない」と規定する放送州際協定 11d 条 2 項 3 号の規定が、UWG4 条 11 号にいう「市場行動規制」にあたるか否かにつき見解の対立があった。すなわち、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号に違反して当該コンテンツを提供した公共放送事業者は、同時に UWG にいう市場行動規制に抵触すると解すべきか否かにつき、意見が対立していた。

この点につき、ケルン地方裁判所は、結論としてXの主張を認め、放送州際協定の当該規定は市場行動規制にあたりと解した。すなわち同裁判所は、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号の規定の目的は、市場経済において活動する民間のプレス事業者の利益のために、これと競争する公共放送のテレメディアを制約することにあると解して、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号に競争的性格（Wettbewerbscharakter）を認めたと³⁷。

「放送州際協定 11d 条 2 項 3 号後段においては、疑いなく（zweifelsfrei）、UWG4 条 11 号にいう市場行動規制が問題となる。〔放送州際協定 11d 条 2 項 3 号の規定によって〕立法者が以下のこと

に努めたのは明らかであった。すなわち、テレメディアの領域における公共放送事業者の任務を拡大したにもかかわらず、自己の規律権限の枠内で、また基本法上保障されたプレス自由に配慮して、プレス自由の核心領域の不可侵を保障すること、である。それゆえ、「〔UWG4条11号の放送州際協定11d条2項3号への〕おそらく『次善の』変換にもかかわらず、いずれにしても報道が内容的に制約される限りにおいて、〔放送州際協定11d条2項3号によって〕市場が制限されることは明白である。そうでなければ、比較的詳細に規定された規律および制約は、到底納得のゆくものではなくなるであろう³⁸」。

(5) 「コンテンツ全体」を基準とした「プレスとの類似性」の判断

さらに本件において、XとYらの間で、「Tagesschau-App」がプレスに類似するコンテンツであるか否かの審査に際して、コンテンツ全体を基準とすべきか、当該コンテンツの個別のオンライン報道を基準とすべきかについて、見解の対立があった。この点につきケルン裁判所は、Yらの主張を受け入れ、当該コンテンツ全体を審査基準とすべきであると判示した。

「当該審査に際して何を基準とすべきか、というさらなる先行問題に関して、本法廷は、個別のオンライン報道を審査することはできず、コンテンツ全体（Gesamtangebot）のみが〔審査の〕基準とされるべきである、という立場に立つ。本法廷は、このことを2011年11月9日の指摘決定のなかで既に明示しており、さらに、新たな審査の後、原告が主張した批判を考慮したうえで、この立場を保持する。このような評価の根拠となるのは・・・以下のような考察である。すなわち、立法者は、当該情報ポータル（＝テレメディア）が、その目的遂行のために、番組に関連する情報と番組に関連しない情報の混合物（Mischung）から構成されているということ認識していた、またそのことを求めていたということである。それゆえ、審査および許可の対象となりうるのは、この双方の要素から構成されるテレメディアコンセプト全体（Gesamtkonzept）であった。確かに、法律の文言上は、プレスとの類似性の禁止は、適切にも、番組に関連しないコンテンツについてのみ妥当すると明記されている。しかしながら、プレスとの類似性は、〔コンテンツの〕全体像（Gesamtschau）のなかでのみ確認されなければならない。なぜなら、（後に詳述するように）プレスとの類似性の問題に回答する際には、外部ユーザーの視点を基準にしなければならず、かつ、このユーザーがコンテンツ（全体）を『プレスの代替物』（„Presseersatz“）とみなすか否かが問題とされなければならないからである³⁹」。

すなわち、ケルン地方裁判所によれば、①公共放送のテレメディアは番組に関連する内容と番組に関連しない情報の混在した形で構成されているために、三段階テストに際しては、双方の要素を取り入れたテレメディアコンセプトが作成され提出されている。②とはいえ、放送州際協定は、確かにプレスに類似のコンテンツの禁止は「番組に関連しないコンテンツ」にのみ関連すると明記しているが、しかしながら当該コンテンツが「プレスに類似」するか否かの判断は、後述のように、ユーザーの視点に基づき、つまりユーザーが当該コンテンツ全体を「プレスの代替物」とみなすか否かという基準に基づき判断されるべきであるから、その判断基準はコンテンツ全体となる、という⁴⁰。

(6) ユーザーの視点と新聞・雑誌の「代替物」

ケルン地方裁判所は、当該コンテンツが「（番組に関連しない）プレスに類似の」コンテンツか否かの判断に際して、「比較の基準」は、第一次的に、電子版のコンテンツではなく、新聞・雑誌といった伝統的なプリント・メディアであるとする。そして、この基準に従えば、「テキスト主体のオンライン報道」はプレスに典型的であって許されない、と解する。このように、テキスト主体のオンライン・コンテンツが許されないとする根拠として、同裁判所は、「放送事業者によって提供される、番組に関連しないテレメディアは、内容上および制作上の重点をテキストに置いている、という傾向が確認されうる⁴¹」と述

べる第12次改正放送州際協定の立法理由書を採用する。

もっとも、ケルン地方裁判所は、「プレスとの類似性」の判断に際しての「比較の基準」は、伝統的なプリント・メディアだけではないとする⁴²。すなわち、同裁判所は、比較基準として、「ユーザーの視点」と新聞・雑誌の「代替物」であるか否かを挙げる。具体的には、同裁判所によれば、ユーザーの視点から見れば、プレスに類似のコンテンツとは新聞や雑誌の「代替物」として寄与しうるコンテンツであるとされる。ただし、「類似」という概念を用いていることに鑑みれば、それは完全な「代替物」である必要はないが、少なくとも、プレスに匹敵する「情報の密度および情報の幅」(Informationsdichte und -breite) が要請されるという。

「法律(放送州際協定2条20号)から直接的に導き出せることは、第一次的に、[Tagesschau-Appの] プレスとの類似性については、比較の基準として新聞または雑誌、すなわち伝統的で典型的なプリント・メディアが考慮されなければならない、ということである。それゆえ、複数の出版社が提供する・・・アプリケーションのコンテンツまたは電子版の統合コンテンツは、適切な比較の基準とはならない」。

このような考え方は、第12次改正放送州際協定の立法理由書から裏付けられる。すなわち「同立法理由書からは、まさにテキスト主体の(textlastig) オンライン報道は、これがプレスに典型的(presstypisch) といえるために[プレスに類似するコンテンツとして] 望ましくない、ということが読み取れる。・・・[つまり] 第12次改正放送州際協定の立法理由書に基づけば、まさに、『放送事業者によって提供される、番組に関連しないテレメディアは、内容上および制作上の重点をテキストに置いている』という傾向が確認される、という」。

とはいえ、「ユーザーの視点を基準とすることも、本法廷にとって重要である。こうした[ユーザーの] 視点から見れば、プレスに類似のコンテンツとは、新聞または雑誌といったプレスの購読物の『代替物』 („Ersatz“) として寄与しうるコンテンツである。その際、『プレスに類似の』という概念を選択したことに鑑みれば、[ユーザーは] 完全な代替物を要請しているわけではないが、少なくとも・・・プレス製品(Presseerzeugnis) に匹敵する情報の密度および情報の幅が要請される⁴³」。

(7) 「リンク」、「テキスト化」、「リンクング」、「双方向性の要素」のメルクマール

前述のように、Yらは、当該コンテンツが、①オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道へのリンク、②オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道のテキスト化、③視聴覚的コンテンツおよび視聴覚的オンライン報道上でのリンクング、④双方向的な要素の採用、というプレスには存在しない4つのメルクマールのうちひとつでも満たせば、同コンテンツの「プレスとの類似性」は否定される、と主張した。しかしながら、ケルン地方裁判所はYらのこの主張を認めず、以下のように述べて、「ユーザーの視点から見れば」、ここでいう4つの要素は、プレスに類似しないコンテンツであるというための根拠とはならない、と判断した。

「オンライン報道の最後に、オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道へのリンクが付されていることは(いずれにしても一部ではあるが)、ユーザーの視点から見れば重要なことではない。ユーザーは、第一次的に、ユーザーが直接アクセスできる情報を基準とする。同様に、いくつかのオンライン報道が、オンライン・テレビ報道またはオンライン・ラジオ報道の『テキスト化』を行なっているという状況も、[プレスとの類似性の基準としては] 役に立たない。[なぜなら] ユーザーはこのことを認識せず、単にテキストとして把握しているにすぎない[からである]。[さらに] ユーザーは、[オンライン報道上に存在する] リンキングおよび双方向性の要素の採用を、メディアに義務づけられた付加的なサービス提供として認識するのであって、それらを限定的にプレスの非類似性[のメルクマール] として位置付けているわけではない⁴⁴」。

(8) 「Tagesschau-App」の「番組との関連性」の審査

ところで、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号によれば、「番組に関連する」コンテンツについてはそれが「プレスに類似する」か否かの判断は重要ではないが、「番組に関連しない」コンテンツについては、この要素は極めて重要となる。なぜなら、「番組に関連する」コンテンツについては、たとえそれが「プレスに類似する」ものであっても、一定の要件を満たせばオンラインでの提供が認められるが、「番組に関連しない」コンテンツは、それが「プレスに類似」するとみなされた場合、即座に禁止されるからである。そのため、本件においても、「Tagesschau-App」が「番組に関連する」テレメディアであるか否かの判断は非常に重要となる。

この点、ケルン地方裁判所は、そもそも Y らが、「Tagesschau-App」の内容の「大部分において」番組との関連性を構築せず、同コンテンツを「番組に関連しない」テレメディアとして許可を申請したのであるから、「Tagesschau-App」は番組に関連しないコンテンツであると判示した。すなわち、同裁判所は、形式的な理由から「Tagesschau-App」の番組との関連性を排除し、同コンテンツが「番組に関連する」テレメディアか否かの審査はもはや本決定にとって問題とはならない、とみなしたのである⁴⁵。

プレスとの類似性の「評価に際して、立法者が定めた、番組に関連するテレメディアと番組に関連しないテレメディアとの差異は重要な役割を担っている。立法者の明示的な意図によれば、番組に関連するテレメディア（放送州際協定 2 条 19 号の法律上の定義を参照）は、それが明示的に列挙された基準を満たす場合、とりわけ番組との関連性が明確に証明された場合には、広く (in weitem Umfang) かつ原則として、なんらの制約なしに許可される」。

しかしながら、Y らは、「[Tagesschau-App の] 大部分において (in weiten Teilen), こうした番組との関連性を構築することをせず、また、明示的に、このフォーマットを番組に関連しない [コンテンツ] として許可を受けた。・・・しばしば [テレメディアが] 何らかの番組との関連性を有するという事は、事物の本性 (Natur der Sache) であるが、しかしそれによってオンライン報道が放送州際協定にいう番組に関連する [コンテンツ] であると認めることはできない⁴⁶」。

(9) 「Tagesschau-App」の「プレスとの類似性」の判断

以上の基準に照らして「Tagesschau-App」の「プレスとの類似性」を審査した結果、ケルン地方裁判所は、「Tagesschau-App」は、全体的に見て「プレスに代替する」オンライン報道が広いスペースを占めており、それゆえユーザーはこれを「新聞の代替物」と容易に認識しうるから、同コンテンツはプレスに類似するという全体的な印象を受けると判示する。

2011 年 6 月 15 日付の「Tagesschau-App」は、「全体的に見れば (in der Gesamtschau), 『プレスに代替する』個々のオンライン報道 (die „presseersetzenden“ Einzelbeiträge) が広いスペースを占めており、また、[それによって] ユーザーは当該コンテンツが『新聞の代替物』(Zeitungersatz) であることを容易に (ohne Weiteres) 認識するため、当該コンテンツが総じて放送州際協定にいうプレスに類似するものと位置付けられうるという全体的な印象 (Gesamteindruck) を受ける⁴⁷」。

さらにケルン地方裁判所は、「とりわけ、日毎の事件にとって重要となる以下のオンライン報道に関する、テキストによる詳細な記述 (ausführliche Textdarstellung) は、このことを証明するのに重要なものとなる⁴⁸」と述べて、本件コンテンツのプレスとの類似性は、2011 年 6 月 15 日付けの「Tagesschau-App」に掲載された以下の報道から立証されうる、とする。

それは、第一に、①ギリシャ危機、およびそれと直接的に関連する緊縮財政政策と財政

援助の報道であり、同報道はユーザーにとって「完全にエディトリアルなオンライン報道」とみなされるだけでなく、他の情報を得る必要のないほど、当該問題を詳細に取り扱っていた、という。同様に、②テキストによって多くの紙面を割いた、コッホマーリン (Silvaba Koch-Mehrin) の博士号剥奪に関する非常に詳細な記述、③ TelDaFax の倒産に関する報道、さらには、④再生可能エネルギー転換策の費用、⑤ウルリヒ・シャモニ (Ulrich Schamoni) の死、⑥ソーラー・インパルス (Solarflieger)、⑦海賊、⑧ルカシェンコ (Lukaschenko)、⑨パパンドレウ (Papandreou) についてのオンライン報道からも、本件コンテンツのプレスとの類似性が証明される、という⁴⁹。

3.2 ケルン地方裁判所判決に対する学説の評価

ケルン地方裁判所の本判決に対しては、学説から、これを広く支持すると主張するものや⁵⁰、当該コンテンツの全面的な禁止を認めなかった点においてのみ支持する⁵¹と主張するものなどが見られるが、同判決の各々の理由付けについては批判も唱えられている。このうち、とりわけ意見が対立している論点は以下の3つである。

(1) 放送州際協定 11d 条と「市場行動規制」

本件の当事者間で、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」を禁止する放送州際協定 11d 条 2 項 3 号の規定が UWG 4 条 11 号にいう「市場行動規制」にあたるか否かにつき意見の対立があったが、ケルン地方裁判所は、当該規定は「疑いなく」「市場行動規制」にあたりと判示した。学説にも、一方でこの立場を支持するものが見られるが⁵²、他方で、競争法の立場からこれを厳しく批判する見解も見られる⁵³。

後者の立場によれば、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号の規定は「市場行動規制」ではなく、UWG 4 条 11 号によっては把握されない「純粋な市場参入規制」(reine Marktzutrittsregeln) にあたり⁵⁴、さらに、この「純粋な市場参入規制」違反の問題に対する管轄権は民事裁判所ではなく行政裁判所が有するから、そもそも本事件についてケルン地方裁判所・民事第 31 部が決定を下すことは許されなかった、という。すなわち、この立場によれば、放送州際協定の立法者は、民間の放送事業者が市場のなかで十分なコンテンツを供給できておらず、それゆえ公共放送による補完的なコンテンツが必要とされていることを前提として、同 11d 条を介して公共放送の任務を具体化したのであり、こうした必要性がない場合には、当該領域における公共放送の市場参入は禁止されることになる。公共放送と民間放送は、そもそもひとつの市場のなかで行動しているわけではない、という。これに対して、UWG 4 条 11 号は、すべての参加者が等しくアクセスしうるひとつの市場における行動について規律したものであって、市場への参入について規律したのではない。しかしながら、公共放送事業者があるテレメディアを提供しうるか否かの問題は「市場参入規制」の問題であり、それゆえ公共放送が「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」を禁止すると定めた放送州際協定 11d 条 2 項 3 号も市場参入規制であるから、UWG を根拠とした本件差止請求には理由がないという。加えて、公共放送事業者が自己の任務を遵守したか否かを審査するための管轄権は行政裁判所にあるため、UWG の問題が存在しない以上、ケルン地方裁判所は本事件について決定を下すことはできなかった、とする。換言すれば、同裁判所は、放送州際協定 11d 条 2 項 3 号が市場行動規制であると認めることによって「プレスとの類似性」の審査をすることになったが、同規定は市場行動規制ではないため、同裁判所はそもそもこの審査権限を有していなかった、という。

(2) 「コンテンツ全体」を基準とした「プレスとの類似性」の判断

ケルン地方裁判所は、「Tagesschau-App」の「プレスとの類似性」は、当該コンテンツの個別のオンライン報道ではなく、コンテンツ全体から判断すべきと判示した。この判断基準につき、学説の立場は二分する。

本判決のように、コンテンツ全体を基準とすべきと解する学説⁵⁵は、その根拠として、①放送州際協定2条2項20号は、「プレスに類似のコンテンツ」を「形式および内容という点で新聞または雑誌に相応する」コンテンツと定義するが、その文言からは、プレスとの類似性の基準は、個別の新聞もしくは雑誌、または新聞・雑誌の個別の記事ではなく、新聞や雑誌に共通する特徴であると解しうる点、②放送州際協定11d条2項3号がプレスに類似の「コンテンツ (Angebote) は許されない」として「コンテンツ」の文言を単数形ではなく複数形を用いている点、を根拠に挙げる。

これに対して、ケルン地方裁判所のこの判断を批判し、コンテンツの個別のオンライン報道を判断基準とすべきと解する学説⁵⁶は、①放送州際協定が、同11d条3項2文において「番組に関連するテレメディアについては、ある特定の番組との時間的および内容的な関連性が、それぞれのテレメディアコンテンツのなかで (im jeweiligen Telemedienangebot) 証明されなければならない」と規定しているため、同規定からは、番組との関連性は個別のオンライン報道において証明されるべきと解しうる点、②上述のようにケルン地方裁判所も、「[Tagesschau-Appは] 全体的に見れば、『プレスに代替する』個々のオンライン報道 (Einzelbeiträge) が広いスペースを占めており」と述べ、プレスとの類似性の判断基準として「個々のオンライン報道」も挙げている点、を根拠に挙げる。

(3) ユーザーの視点に基づく「プレスとの類似性」の判断

ケルン地方裁判所は、本判決において、「[ユーザーの] 視点から見れば、プレスに類似のコンテンツとは、新聞または雑誌といったプレスの購読物の『代替物』として寄与しうるコンテンツである」と述べ、さらに「ユーザーは [Tagesschau-Appの] 当該コンテンツが『新聞の代替物』であることを容易に認識する」と判示し、「プレスとの類似性」の判断に際して「ユーザーの視点」を基準とした。しかしながら、この判断に対しても、何を根拠としてユーザーが番組との関連性を「容易に」認識しうるのかは不明確である、との批判が唱えられている⁵⁷。

▶ 4. むすびにかえて

以上のようにケルン地方裁判所は、本判決において、放送州際協定11d条2項3号に基づき公共放送事業者による提供が禁止される「プレスに類似の」オンライン・コンテンツにつき、その判断基準を詳細に提示した。とりわけ同裁判所によって示された基準は以下の通りである。すなわち、①コンテンツ内の個別の報道ではなく、コンテンツ全体から判断してプレスに類似していると評価しうるか否か、②電子版のコンテンツではなく、新聞・雑誌といった伝統的なプリント・メディアと比較して、当該コンテンツがプレスに類似していると評価しうるか否か、③当該コンテンツが、ユーザーにとって新聞または雑誌の「代替物」として寄与するものか否か、④当該コンテンツの内容が、プレスに匹敵する情報の「密度および幅」を有しているか否か、⑤「プレスに代替する」個々のオンライン報道がコンテンツ内で「広い」スペースを占めているか否か、⑥当該コンテンツ内に、日毎の事件に関する「テキストによる詳細な記述」があるか否か、⑦コンテンツのオンライン報道がユーザーから見て「完全にエディトリアル」なものか否か等である。これに対し

て、⑧コンテンツ内にリンク、テキスト化、リンキング、双方向性の要素が存在していても、ユーザーの視点に立てば、これによってプレスとの類似性が否定されるわけではない、という。

このような判断基準に基づき「Tagesschau-App」の適法性を審査した結果、ケルン地方裁判所は、結論としては2011年6月15日付けの「Tagesschau-App」はプレスに類似するコンテンツとみなされうるため、オンラインでの提供は許されないと判示した。ただし、同裁判所は、「Tagesschau-App」の全面的な禁止を認めた訳ではなく、また、いずれにしても同日付けの「Tagesschau-App」はオンライン上ではもはや提供されていない。それゆえ、学説からは、本判決において実際に当事者のどちらが勝利をしたのかはまったく不明であるとも主張されているが⁵⁸、それにもかかわらず学説は、本判決には、公共放送のオンライン・コンテンツをめぐる問題について先駆的な意義があることを強調している⁵⁹。

公共放送によるインターネット活用業務については、日本においても現在、その規制のあり方や判断基準につき議論がなされているところである⁶⁰。その際、本稿で検討したドイツの判例・学説の議論は多いに参考になると思われるが、こうした比較検討は今後の検討課題としたい。

●注

1. ドイツの公共放送によるオンライン・コンテンツの現状および法規制の内容につき、詳しくは、杉原周治「ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツと法規制（一）（二・完）」愛知県立大学外国語学部紀要51号117頁（地域研究・国際学編）、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集20号37頁（2019）、を参照。
2. Vgl. C. Masanovic-Weber, Der wettbewerbsrechtliche Streitfall der Tagesschau-App. Grundlagen und Verlauf des Rechtsstreits, 2014, S. 2.
3. 「放送評議会」は、公共放送事業者の最高機関であり、多元的に構成され、任命権や統制権が付与されている。ただし、放送評議会は、ZDFでは「テレビ評議会」（Fernsehrat）、DLRでは「ラジオ評議会」（Hörfunkrat）と呼ばれている。
4. Funkkorrespondenz 27-28/2010, S. 33.
5. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (613); BGH, 30. 4. 2012, MMR 2015, 842 (842); N. Gerhardt, Auftrag und Kontrolle im Drei-Stufen-Test, 2017, S. 162.
6. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (614).
7. Vgl. Peifer, K. N., Tagesschau-App - Wirklich ein Fall für das Wettbewerbsrecht?, GRUR-Prax 2012, 521 (521).
8. epd medien 42/2011, S. 9 f.; Funkkorrespondenz 24/2011, S. 25; FAZ v. 28. 09. 2012; Medienkorrespondenz 17/2016, S. 29.
9. Funkkorrespondenz 24/2011, S. 25, 25/2011, S. 9, 3/2014, S. 12; Medienkorrespondenz 4/2016, S. 19, 17/2016, S. 29.
10. Vgl. D. Anschlag, Scharmützel vor Gericht, Funkkorrespondenz 41-41/2011, S. 3; K. E. Hain/T. Brings, Die Tagesschau-App vor Gericht, WRP 2012, 1495 (1496); Funkkorrespondenz 47/2011, S. 6.
11. この「添付書類 K1」は、以下の HP で入手できる。
https://www.justiz.nrw.de/nrwe/lgs/koeln/lg_koeln/j2012/31_O_360_11_Urteil_20120927.html
12. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (615).
13. X の訴状は、メディアジャーナリストの Stefan Niggemeier 氏のブログ（<http://www.stefan-niggemeier.de/blog/11713/die-klage-der-verlage/>）のなかで閲覧できる。
14. ドイツ不正競争防止法（旧法）につき、さしあたり、中田邦博「ドイツにおける広告規制」現代消費者法6号41頁以下（2010）、原田昌和「ドイツ不正競争防止法の最近の展開」現代消費者法7号76頁以下（2010）、等を参照。
15. Vgl. N. J. Todsen, Grenzen gebührenfinanzierter Telemedien, 2013, S. 235; Masanovic-Weber, a. a. O. (Anm. 2), S. 10 f.
16. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (614).
17. Vgl. Masanovic-Weber, a. a. O. (Anm. 2), S. 10 f.
18. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (614).
19. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (615).
20. この Y らの主張につき、Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 166.
21. Funkkorrespondenz 40/2011, S. 11, 47/2011, S. 6; Anschlag, a. a. O. (Anm. 10), Funkkorrespondenz 41-

- 42/2011, S. 3.
22. Funkkorrespondenz 47/2011, S. 7; epd medien 42/2011, S. 9; Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1496); Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 163.
23. Funkkorrespondenz 47/2011, S. 6.
24. 民事訴訟法139条の翻訳につき、石田秀博「釈明権行使の限界について」静岡大学法政研究9巻2号66頁(2004)、渡邊泰子「審理手続における裁判官と当事者の役割分担に関する一考察」同志社法学58巻7号441頁(2007)、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典』(法曹会・2012)63頁以下、等を参照した。
25. Funkkorrespondenz 47/2011, S. 6.
26. Funkkorrespondenz 47/2011, S. 6.
27. ケルン地方裁判所の「指摘決定」の内容は、Funkkorrespondenz 47/2011, S. 31, に掲載されている。さらに、この指摘決定の内容につき、Vgl. S. Grimberg, Eine App vor, zwei zurück, journalist 1/2012, S. 76; Funkkorrespondenz 47/2011, S. 6.
28. ZPO253条2項2号は、「訴状には「提起された請求の対象および原因についての明確な (bestimmt) 記述, ならびに明確な申立て」が記載されなければならない」と規定する。
29. Funkkorrespondenz 47/2011, S. 7.
30. Vgl. K. E. Hain, Medienmarkt im Wandel: Technische Konvergenz und Anbieterkonkurrenz als Herausforderung an Verfassungsrecht und Regulierung, AfP 2012, 313 (323); Funkkorrespondenz 24/2012, S. 10; epd medien 18/2012, S. 11; Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 163.
31. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (615 f.).
32. ZPO50条1項は「権利能力を有する者は当事者能力を有する」、同2項は「権利能力なき社团は、訴えること及び訴えられることができ、訴訟において、権利能力ある社团の地位を有する」と規定する。本条項の翻訳につき、法務大臣官房司法法制部編・前掲注(24)32頁に做った。
33. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (616 f.).
34. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (617). また、この点につき、Vgl. Chr. Fiedler, Das Verbot der Tagesschau-App, K&R 2012, 795 (796).
35. Vgl. Masanovic-Weber, a. a. O. (Anm. 2), S. 13.
36. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (617).
37. Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 166.
38. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (617).
39. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (617).
40. Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 170.
41. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 17.
42. Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 171.
43. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618).
44. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618).
45. この点につき、vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 167.
46. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618).
47. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618).
48. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618).
49. LG Köln, 27. 09. 2012, ZUM-RD 2012, 613 (618 f.).
50. Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 170 ff.
51. Vgl. Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1496).
52. Vgl. Fiedler, a. a. O. (Anm. 34), K&R 2012, 795 (796).
53. Vgl. Peifer, a. a. O. (Anm. 7), GRUR-Prax 2012, 521 (522 ff.); Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1497 ff.).
54. Vgl. Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1498).
55. Vgl. K. E. Hain, Die zeitlichen und inhaltlichen Einschränkungen der Telemedienangebote von ARD, ZDF und Deutschlandradio nach dem 12. RÄndStV, 2009, S. 106; H. Schmidt/H. Eicher, Drei-Stufen-Test für Fortgeschrittene, epd medien 45-46/2009, S. 10; B. Peters, Öffentlich-rechtliche Online-Angebote, 2010, Rdnr. 305; Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1499).
56. Vgl. H. Gersdorf, Verbot presseähnlicher Angebote des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, AfP 2010, 421 (433); N. Gerhardt, Presseähnliche Angebote nach dem 12. Rundfunkänderungsstaatsvertrag, AfP 2010, 16 (19); dies., a. a. O. (Anm. 5), S. 172; Fiedler, a. a. O. (Anm. 34), K&R 2012, 795 (797).
57. さしあたり、vgl. Hain/Brings, a. a. O. (Anm. 10), WRP 2012, 1495 (1499).
58. Vgl. Peifer, a. a. O. (Anm. 7), GRUR-Prax 2012, 521 (521).
59. Vgl. Gerhardt, a. a. O. (Anm. 5), S. 165.
60. さしあたり、大石裕・山腰修三・中村美子・田中孝宜編著『メディアの公共性』(慶應義塾大学出版会・2016)50頁[鈴木秀美執筆]、齊藤愛「NHKの意義とインターネット活用業務」神奈川法学48巻1号147頁以下(2015)、宍戸常寿「公共放送と受信料」法学セミナー768号48頁(2018)、等を参照。

杉原周治 (愛知県立大学外国語学部准教授)

